様式第１０号（第１６条関係）

７指令豊環第 25267 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　知多市にしの台四丁目１９番地の１３
（所在地）
氏　　名　　株式会社三四四
（名称及び代表者）　代表取締役　　千　賀　　貴　彦

令和８年２月６日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 19 条第１項の規定により、次のとおり許可します。

令和　８年　３月　４日

豊明市長　　小　浮　　正　　典

１　許可番号　　４

２　許可期間　　令和　８年　４月　１日から
令和１０年　３月３１日まで

３　事業の範囲（収集及び運搬の別並びに取扱廃棄物の種類）
収集及び運搬（事業系一般廃棄物、特定家庭用機器）

４　許可の条件
（１）収集運搬した一般廃棄物（事業系）は、東部知多クリーンセンター（エコリ）に運搬すること
（２）収集運搬した一般廃棄物（特定家庭用機器）は、家電メーカーの指定する引き取り場所に搬入すること
（３）本市の一般廃棄物処理計画に従うこと
（４）毎月実績報告書を提出すること

５　許可の変更の状況